

## 地域管理経営計画等の案に対する公告縦覧中の

### 意見の要旨及び当該意見の処理結果

※注処理結果の区分について

1 趣旨を取り入れているもの

すでに本計画に趣旨等が記述されているもの又は、林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。

2 趣旨の一部を取り入れているもの

本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。

3 修文するもの

意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。

4 今後の検討課題等

意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

令和8年3月

関東森林管理局

該当箇所	意見の要旨	処 理 結 果	意見に対する考え方
—	(縦覧期間中、意見申し立てはなし)	—	—